

【 リハビリテーション 】

６８３ 脳血管疾患等リハビリテーション料（パーキンソン症候群）の算定について

《令和７年９月３０日》

○ 取扱い

パーキンソン症候群に対するH001 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定については、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

パーキンソン症候群とパーキンソン病は発症原因は異なるものの臨床症状がほぼ同様であることを考慮し、脳血管疾患等リハビリテーション料の適応疾患であるパーキンソン病と同様に、パーキンソン症候群においても脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は妥当と判断される。

以上のことから、パーキンソン症候群に対するH001 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は、原則として認められると判断した。